

(2) __助成対象者（申請者）について

Q2- 1 共有名義で住宅を取得した場合も対象となりますか？

Q2- 2 夫婦でペアローンを組み、契約も連名で行いました。この場合、どちらが申請者になればいいですか？

Q2- 3 住宅は夫が購入し、土地は妻が購入した場合、住宅と土地どちらも対象になりますか？

Q2- 4 夫が米軍人で三沢市に住民票を置くことができないのですが、助成金を申請できますか？

(2) 助成対象者（申請者）について

Q2-1	共有名義で住宅を取得した場合も対象となりますか？
A	対象となります。 その場合、共有者の人数に応じた均等割合以上の持分の方（全員が同じ持分の場合はいずれか1人）が申請することができます。
Q2-2	夫婦でペアローンを組み、契約も連名で行いました。この場合、どちらが申請者になればいいですか？
A	住宅及び土地の持分が2分の1ずつであれば、夫婦のどちらでも申請者になることができます。持分が均等でない場合は、持分が多い方が申請者となります。 助成金額の年齢区分や加算については、申請者の方の年齢等で判断いたしますので、持分が均等である場合は、40歳未満の方もしくは加算に該当する方を申請者としていただいて構いません。
Q2-3	住宅は夫が購入し、土地は妻が購入した場合、住宅と土地どちらも対象になりますか？
A	この場合は、住宅のみ対象となります。 申請者となることができるのは、自らの費用負担により住宅または土地を取得している方となりますので、申請者は住宅を購入した方（この場合は夫）となります。 また、助成対象となる経費が共有名義である場合は、申請者の持分割合が共有者の人数に応じた均等割合以上のものでなければならぬため、土地は対象となりません。
Q2-4	夫が米軍人で三沢市に住民票を置くことができないのですが、助成金を申請できますか？
A	三沢市に住民登録ができない方は、申請者になることはできません。 三沢市に住民登録が可能な方の持分割合が最も大きい場合は、その方を申請者として助成金を申請することはできます。